

生産性向上支援訓練実施機関募集案内

平成30年3月1日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部福島職業能力開発促進センター

1 趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部福島職業能力開発促進センター（以下「センター」という。）では、福島県の中小企業等が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに対応した職業訓練（生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。））を、専門的なノウハウを有する民間機関等の教育資源を活用（民間委託）して実施しているところです。

平成30年度における生産性訓練の効果的な展開を図るため、以下のとおり、生産性訓練を実施する機関を募集し、基準を満たす民間機関等を生産性訓練の実施機関として認定し、中小企業等の課題や要望等に応じて、認定を受けた機関の中から、センターが訓練実施を委託する実施機関を選定する取組を行います。

なお、本事業では、中小企業等の課題や人材育成ニーズに応じて、センターが訓練を担当する実施機関を選定しますので、認定を受けた場合であっても、必ずしも訓練実施業務が受託できるわけではないことにご注意ください。

2 業務の種類

(1) オーダーメイド方式（個別企業に対する訓練）

センターは、個別の中小企業等が抱える課題や人材育成ニーズに応じて、認定を受けた機関の中から訓練を実施する機関を選定することから、選定された実施機関は、センターと連携して当該企業に対する訓練コースのコーディネートから実施までを行う。

(2) オープン方式（公開型訓練）

センターは、福島県内の中小企業等の多くが抱える共通の人材育成ニーズに応じて、実施する訓練分野を決定し、当該分野の訓練を実施する機関を認定実施機関の中から選定することから、選定された実施機関は、センターと連携して地域の中小企業等に対する訓練コースの設定から実施までを行う。

3 認定を受けた実施機関が業務を受託した場合における業務内容

(1) オーダーメイド方式の業務

イ センターと連携し、個別の中小企業等が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルを基に作成し、中小企業等に提案すること。

ロ センターと連携し、個別の中小企業等と訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。

ハ 生産性向上支援訓練実施機関募集要領（以下「実施機関募集要領」という。）に基

づき、個別の中小企業等の従業員に対して生産性訓練を的確に実施すること。

ニ その他必要な業務を行うこと。

(2) オープン方式の業務

イ センターと連携し、地域の中小企業等が共通して抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを、生産性向上支援訓練カリキュラムモデルを基に作成すること。

ロ センターと連携し、訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。

ハ センターからの求めに応じて、地域の中小企業等に対する受講者募集に協力すること。

ニ 実施機関募集要領に基づき、地域の中小企業等の従業員に対して生産性訓練を的確に実施すること。

ホ その他必要な業務を行うこと。

4 実施機関認定基準

福島県における生産性訓練の実施機関は、生産性訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 国又は地方公共団体でない者であること。

(3) 生産性訓練に関する事務を担当する者（講師との兼務は不可）を1名以上配置し、かつ、個人情報適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。

(4) 認定申請書提出日から遡って1年以内に、申請する訓練分野のカリキュラム（生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち該当する訓練分野のカリキュラムをいう。以下同じ。）に関連した内容の職業訓練（Off-JT で実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して1コース以上実施した実績を有し、かつ、申請する訓練分野のカリキュラムを効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であること。

(5) 生産性訓練の利用者となる中小企業等（以下「利用事業主等」という。）の課題や要望等を踏まえ、カリキュラムをカスタマイズして提案できる専門知識、能力、経験を有する者であること。

(6) 別に定める要件を満たす講師を確保できる者であること。

(7) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

イ 生産性訓練の実施に当たり、センターからの指示に適切に従わなかったことがある者

ロ 過去に行った生産性訓練の受講者又は事業主アンケートにおいて、著しく評価が低かったことがある者

ハ 生産性訓練の受講者又は利用事業主等からの苦情や要望等に適切に対応しなかったことがある者

- ニ 教材等の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から 2 年を経過していないもの
- ホ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないとセンター所長が判断した者又は判断する者
- ヘ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者
- ト 認定申請書提出日現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
- チ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
- リ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
- ヌ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
- ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

5 実施機関募集要領を交付する日時及び場所

(1) 日時

平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 4 月 20 日（金）まで（土・日祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（最終日は正午まで。）

なお、電子メールによる実施機関募集要領の送付を希望する場合は、法人名、担当者名及び電話番号を記入の上、fukushima-seisan@jeed.or.jp（全て半角）あて送信してください。

- ※ 応募者多数の場合は、募集を早期に締め切る場合があること。
- ※ 電子メールの件名は「実施機関募集要領の送付依頼」とすること。
- ※ 下記会場でも交付可能であること。

(2) 場所

福島県福島三河北町 7-14

福島支部福島職業能力開発促進センター生産性向上人材育成支援センター

担当：小西、馬場

TEL：024-534-3661

(3) 持参するもの

募集要領を受領する者の名刺

6 その他

詳細は、実施機関募集要領によること。